

公 示

平成23年4月22日9時44分

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）から半径20キロメートル圏内の区域 (2) 平成23年（2011年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（(1)の区域）を除く以下の区域 ・葛尾村 ・浪江町 ・飯舘村 ・川俣町の一部：山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班 ・南相馬市の一部：原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班 (3) 原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（(1)の区域）を除く以下の区域 ・広野町 ・楢葉町 ・川内村 ・田村市の一部：都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、2
----------------------------	---

	58林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部 ・南相馬市の一部：原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち、（2）の区域を除いた区域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月11日 16時36分
	発生場所 福島第一原子力発電所
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	〈避難区域〉 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の居住者等は、避難のための立退きを行うこと。 〈警戒区域〉 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内は原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定されたこと。 緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられること。 〈屋内退避区域の解除〉 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の居住者等に対しては、屋内への退避を行うことが解除されること。 〈計画的避難区域〉 1.（2）の区域は計画的避難区域と設定されたこと。 当該区域の居住者等は、原則としておおむね1月程度の間に順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこと。 〈緊急時避難準備区域〉 1.（3）の区域は緊急時避難準備区域と設定されたこと。 当該区域の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと。なお、この区域にお

	いては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。また、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること。しかし、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入るとは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくこと。
--	--

